

住民保険課の窓口業務を一部外部委託します

町では、国や県からの権限委譲、熊本地震による災害対応業務の増加による職員不足を解消するため、10月から住民保険課で実施している各種証明書発行や住民異動などの36業務を民間事業者へ委託します。



県内自治体としては、上天草市、山鹿市、宇城市に続いて4番目の取り組みです。

民間事業者の力を活用することで、質の高い接客による快適な窓

口づくりを行い、住民サービスの向上を目指します。

なお、戸籍に関する届け出や各種申請、届出内容の審査判断はこれまで通り町職員が行います。申請方法などについては、従来通り変更はありません。

委託先

株式会社 共立メンテナンス

委託期間

10月1日～令和5年9月30日

閩総務課 新庁舎等建設推進室 ☎ 286 - 3312

宅地被害の復旧に関する支援事業

町内の宅地被害の復旧に係る熊本地震復興基金事業による支援事業は、令和4年3月31日まで実施する予定です。

復旧予定箇所の把握をするため、同基金事業による宅地復旧を考えている人は、事前申し込みを行う必要があります。**事前申し込みをしていない場合、補助を受けられませんので、必ず期間内に事前申し込みを行ってください。**

既に申請している人は、事前申し込みの必要はありませんが、相談のみを行った人は必要です。

対象

- ・のり面の復旧工事
 - ・擁壁(土留め)の撤去復旧工事および修復工事
 - ・地盤の復旧工事(陥没への対応)
 - ・住宅基礎の傾斜修復工事
 - ・液状化再度災害防止のための地盤改良工事
- ※被災した宅地内で液状化の疑いが確認できる書類が必要なため、地盤調査をする前にご相談ください。

地震後に購入した宅地、地震発生時に人の住める家屋がなかった宅地などは対象外です。

補助金額

対象工事費(1,000万円まで)から**50万円を控除した額に3分の2を乗じた額**

CHECK 事前申し込みについて

受付場所 復旧事業課 宅地復旧係 (仮設庁舎南館1階)

受付期限 令和2年3月31日まで

受付時間 平日 午前9時～午後5時
木曜日のみ午後6時15分まで

提出書類 益城町宅地復旧補助金交付事前申込書
(町ホームページからダウンロードできます)

必要なもの

- ・宅地被害等の被災状況を確認できる資料 (写真などを印刷してお持ちください)
- ・申請箇所が住宅の用に供されていたことが確認できる資料(固定資産税名寄帳または固定資産税課税明細書、平成28年度分か平成31年度分のどちらか)
- ・印鑑

休日相談会(申請受付も行います)

宅地復旧・私道復旧・共同墓地復旧および地盤改良工事補助についての休日相談会を開催します。相談には被災状況の分かる写真や地盤調査結果報告書などをお持ちください。

日時 9月29日(日) 午前9時～正午

場所 役場仮設庁舎 南館1階

閩復旧事業課 宅地復旧係 ☎ 286 - 3224

